

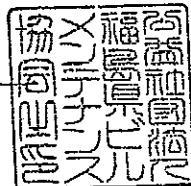
福島県議会総務委員会
委員長 鈴木 智 様

新型コロナウイルス感染症対策に係る
適切な仕様書等の変更について

令和 2 年 10 月 5 日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会

会 長 佐藤 日出



□ 新型コロナウィルス感染症対策に係る適切な仕様書等の変更について

関係部課等：総務部施設管理課 保健福祉部食品生活衛生課 教育庁

公立大学法人福島県立医科大学 同会津大学

ビルメンテナンス業務につきましては、「発注関係事務の運用に関するガイドライン（別添）」において、業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更が定められております。

今般のコロナウィルスに関しましては、国から県等に対して、各地方公共団体が管理する庁舎・公共施設において、新型コロナウィルス感染症及びそのまん延防止のための対策を実施するよう求められております。

このため、庁舎等の管理者から、庁舎・公共施設の管理委託業務を行っているビルメンテナンス業者が、契約時の仕様書に明示されていない、ドアノブ、エレベーターのボタン等の高頻度接触部位の定期的な拭き取り清掃、消毒に加えて、施設内で感染者が確認された場合には、当該施設の消毒等を求めされることも想定されます。

このような場合、ガイドラインに定められている「災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務」に該当しますので、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額や履行期間の変更を行うよう、お願い申し上げます。

【参考】

- ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン（抄）

（平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号健康局長通知）

2 発注関係事務の適切な実施

（4）業務実施段階

（業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。